

指名停止措置の概要

- 1 那覇市字国場1161番地3
有限会社 仲本設計
代表取締役 與儀 達也
76000383
(建築関係コンサルタント)
- 2 指名停止期間
令和8年8月3日 ～ 令和8年9月2日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
教育庁施設課発注の「コザ高校(柔剣道場)長寿命化改修工事設計業務」において、令和7年9月12日付で業務委託契約を締結したものの、管理技術者の体調不良など社内での対応が困難であることを理由として、業務委託契約の解除を申し出て、令和8年5月18日付けで契約解除に至った。
- 5 指名停止措置理由
「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第7条第1項に基づく別表第2第13号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為等) 13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内